

大分市空家等改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期にわたって使用されていない空家等の利活用を促進するため交付する大分市空家等改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 大分市住み替え情報バンク 大分市住み替え情報バンク制度要綱（平成22年12月16日施行。以下「バンク要綱」という。）第2条第3号に規定する住み替え情報バンクをいう。
- (3) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 改修工事等 空家等の機能又は性能を回復させ、従前の水準以上のものとする改修工事であって別表第1に掲げるもの又は改築工事若しくは増築工事をいう。

- (5) 家財整理 空家等（住宅部分に限る。以下この号において同じ。）に存在する家財（家具、衣類、食器、家電等をいう。以下同じ。）を整理し、当該空家等から搬出し、及び家財を搬出した後の当該空家等を清掃することをいう。

（補助対象空家等）

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) おおむね1年以上居住者又は利用者がいないこと。
- (3) 居住の用に供する一戸建ての住宅（店舗、事務所等の用途を兼ねるものを含む。）であること（第5条第1項第2号に掲げる転用促進事業を行う場合を除く。）。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないこと。
- (5) 未登記のものでないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、空家等の所有者等（流通促進事業及び家財整理促進事業にあつては個人に限り、転用促進事業にあつては所有者等から改修工事等について承諾を得た者を含む。）であつて、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市区町村税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 流通促進事業（補助対象空家等の改修工事等を行い、バンク要綱第4条第1項に規定する空き家等の登録を行う事業をいう。以下同じ。）
- (2) 転用促進事業（補助対象空家等の改修工事等を行い、別表第2に掲げる用途に転用する事業（10年以上活用するものに限る。）であって、地域活性化に資すると市長が認めるものをいう。以下同じ。）
- (3) 家財整理促進事業（補助対象空家等の家財整理を行い、バンク要綱第4条第1項に規定する空家等の登録を行う事業をいう。以下同じ。）

2 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、家財整理促進事業としない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の排出をする行為
- (2) その他市長が補助の対象として不相当と認めるもの

3 補助対象事業は、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人に実施させなければならない。

(流通促進事業及び転用促進事業に係る補助対象経費)

第6条 流通促進事業及び転用促進事業に係る補助金の交付の対象となる経費(以下この条及び次条において「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費(改修工事等に係る経費に限り、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第19条に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金、大分都市計画下水道事業受益者負担等に関する条例(昭和47年大分市条例第1号)第4条第1項に規定する受益者が負担する負担金その他の手数料、分担金、負担金等及び家具、カーテン、ブラインド、消火器その他の消耗品又は備品の購入及び設置に要する経費を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体から補助金等が交付される改修工事等に係る経費は、補助対象経費としない。

(流通促進事業及び転用促進事業に係る補助金の額)

第7条 流通促進事業及び転用促進事業に係る補助金の額(以下この条において「補助金の額」という。)は、流通促進事業にあつては補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか少ない方の額とし、転用促進事業にあつては補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない方の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 流通促進事業及び転用促進事業に係る補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(家財整理促進事業に係る補助対象経費)

第7条の2 家財整理促進事業に係る補助金の交付の対象となる経費(この条及び次条において「補助対象経費」という。)は、家財整理促進事業に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体から補助金等が交付される家財整理に係る経費は、補助対象経費としない。

(家財整理促進事業に係る補助金の額)

第7条の3 家財整理促進事業に係る補助金の額は、補助対象経費の額又は10万円のいずれか少ない方の額とする。

2 家財整理促進事業に係る補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、大分市空家等改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 空家等についておおむね1年以上居住者又は利用者がいないことを証する書類
- (2) 改修工事等の見積書の写し
- (3) 空家等の写真（全景及び改修工事等の実施箇所）及び当該写真の撮影箇所を示した図面
- (4) 改修工事等の内容が確認できる図面（流通促進事業又は転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (5) 誓約書
- (6) 市区町村税完納証明書等の写し
- (7) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（流通促進事業又は転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (8) 空家等に係る登記事項証明書の写し
- (9) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し（流通促進事業又は転用促進事業を実施する場合であって、改修工事等について同項の規定による確認を受けることが必要なときに限る。）
- (10) 事業計画書（様式第2号）（転用促進事業を実施する場合に限る。）
- (11) 所有者等による承諾書の写し（転用促進事業を実施する場合であって、所有者等以外の者が申請するときに限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、同一の空家等につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市空家等改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 申請者は、補助金の交付の決定を受けるまでは、事業に着手してはならない。

(変更等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに大分市空家等改修支援事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部又は全部を省略することができる。

(1) 変更の内容が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査し、変更等について承認したときは、大分市空家等改修支援事業補助金変更等承認通知書

(様式第5号。以下「変更等承認通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市空家等改修支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 交付決定通知書又は変更等承認通知書の写し
- (2) 改修工事等に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (3) 空家等の写真(工事中及び工事後の実施箇所)及び当該写真の撮影箇所を示した図面
- (4) 耐震性を有することを確認できる書類(昭和56年5月31日以前に着工された補助対象空家等である場合に限る。)
- (5) バンク要綱第4条第3項に規定する大分市住み替え情報バンク空き家等登録完了通知書の写し(流通促進事業又は家財整理促進事業を実施した場合に限る。)
- (6) 領収証の写しその他補助対象経費の支払を証する書類

(7) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（流通促進事業又は転用促進事業を実施した場合であって、改修工事等について同条第1項の規定による検査の申請が必要なときに限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市空家等改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号。以下「交付額確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市空家等改修支援事業補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 交付決定通知書又は変更等承認通知書の写し

(2) 交付額確定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) バンク要綱第7条第1項の規定による届出によりバンク要綱第4条第1項に規定する空き家等の登録が廃止されたとき（流通促進事業に限る。）。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が相当と認める理由があったとき。

（関係書類の保存）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る書類及び帳簿を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（報告等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助事業者は、報告等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

（市への協力）

第17条 補助事業者は、本市が行うアンケート調査等に協力するものとする。

(補助事業の公開)

第18条 市長は、補助事業の内容を本市のホームページ、パンフレットその他これらに類するものにより公開するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 5月23日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月24日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3年 5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市空家等改修支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4年 5月17日から施行する。

別表第1（第2条関係）

改修工事の種類	改修工事の内容
外装工事	屋根、外壁等の改修
内装工事	内壁、床（畳）、天井等の改修
建具工事	戸、ふすま、障子、シャッター等の改修
設備工事	電気設備、ガス設備、空調設備等の改修
給排水工事	キッチン、洗面、トイレ、浴室等の改修
外構工事	門、塀、車庫、カーポート、アプローチ等の改修
その他の作業	シロアリ駆除、庭木の剪定及び除草等

備考 その他の作業は、外装工事、内装工事、建具工事、設備工事、給排水工事又は外構工事と同時に実施するものであって、市長が必要と認めるものに限る。

別表第2（第5条関係）

用途の種類	施設
福祉用途	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、コミュニティセンター（社会教育法（昭和24年法律第207号）第42条に規定する公民館類似施設を除く。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設その他の子育て世帯、地域住民、高齢者、障がい者等の福祉の向上に資する施設
文化用途	創作活動又は創作活動に係る共同生活を送るための施設その他市民文化の向上に資する施設
その他市長が必要と認める用途	